

後期高齢者医療保険料・介護保険料

納 付書を送付しました

保険料を納付書払いで納付している人へ発送しました。納期限内の納付をお願いします。

▼後期高齢者医療保険料

納期限 7期：2月1日(月)、8期：3月1日(月)、9期：3月31日(水)

問合せ 健康保険課後期高齢者医療担当 (☎423・9468)

▼介護保険料

納期限 10期：2月1日(月)、11期：3月1日(月)、12期：3月31日(水)

問合せ 介護保険課保険料担当 (☎423・9475)

20歳からスタート

国 民年金からのお知らせ

国民年金は、皆さんが今の高齢者世代を支え、将来、子ども世代に支えてもらう世代間扶養の仕組みです。20歳を迎えた人には、日本年金機構から、国民年金に加入した旨を通知します(厚生年金保険に加入している人を除く)。

保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や納付猶予制度などがあります。詳しくはお問い合わせください。

保険料の納付は前納がお得

国民年金には、保険料を口座振替でまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。2年前納すると、約1万5千円割引され、大変お得です。また、前納した全額が社会保険料控除の対象となります(各年分に分割も可)。期間は令和3年4月から2年分です。2月末までに、年金

手帳、通帳、金融機関届出印を持って、市民課国民年金担当または各金融機関(申請用紙があるか事前にご確認ください)でお申し込みください。口座振替に加え、現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きい2年前納が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

年金生活者支援給付金の請求はお早めに

昨年送付した「年金生活者支援給付金請求書」の提出がまだの人に、日本年金機構からお知らせを送付します。2月1日(月)までに手続きしないと、昨年8月に遡って受給することができません。請求がまだの人はお急ぎください。

問合せ 貝塚年金事務所(☎431・1122) 市民課国民年金担当(☎423・9460)

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料

納 付状況のお知らせを送付

確定申告などの際、前年1月～12月に納付した国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

それぞれ保険料を本市に納め、下表に該当する人には1月下旬に各担当課から保険料の納付状況のお知らせを送付します。

確定申告などをする人は、社会保険料控除にこれらのお知らせをご利用ください。

②・③の保険料を遺族年金・障害年金以外の年金から天引きされている人には、1月下旬に日本年金機構などの年金保険者から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます(市からは送付しません)。

固 定資産税課からのお知らせ

①償却資産の申告は2月1日(月)までに

償却資産とは、事業に使用する資産(構築物、機械、器具、備品など)のことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。所有者は法令に基づき、毎年1月1日現在の市内における資産状況を市へ申告する必要があります。

昨年中に新しく設立した事業所や、昨年に引き続き申告が必要な事業所などに対し、申告案内を送付しましたので、2月1日(月)までに必ず申告してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者などに対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の対象となる事業者(令和3年度課税分)は、

認定経営革新等支援機関の認定を受け、2月1日(月)までに必ず申告してください(償却資産の申告とは別に、申告が必要)。

市内に償却資産を所有している事業所などで、案内が届いていない場合はご連絡ください。なお、申告にはインターネットによる電子申告「eL TAX」も利用できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

②太陽光発電設備を

設置した時は 太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)も固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として市への申告が必要場合があります。右下表に該当する場合はご連絡ください。

設置した時は 太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)も固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として市への申告が必要場合があります。右下表に該当する場合はご連絡ください。

③太陽光発電設備を設置した土地の評価・課税

太陽光発電設備を設置した土地は、利用状況から判断し、地目を宅地または雑種地に認定します。そのため、農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合は評価額や税額が大きく上がります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 固定資産税課①管理・償却資産担当(☎423・9426)、家屋担当(☎423・9428)、②管理・償却資産担当、③土地担当(☎423・9427)

申告対象となる太陽光発電設備

設置者	発電規模	
	10kW以上	10kW未満
個人(住宅用)	申告対象	対象外
個人(事業用)	発電規模や売関に無関係	発電規模や売関に無関係
法人	発電規模や売関に無関係	発電規模や売関に無関係

項目	対象	問合せ
①国民健康保険料	保険料を納付した全ての納付義務者	健康保険課収納担当(☎423-9459)
②後期高齢者医療保険料	普通徴収(口座振替、納付書払い)で保険料を納付した人、遺族年金が障害年金から特別徴収(年金天引き)で保険料を納付した人	健康保険課後期高齢者医療担当(☎423-9468)
③介護保険料	65歳以上で、普通徴収で保険料を納付した人、遺族年金が障害年金から特別徴収で保険料を納付した人	介護保険課保険料担当(☎423-9475)

広告

【広告問合せ】
 (株)総合企画 (☎072・275・5449)
 (株)朝日オリコム大阪 (☎06・62261314)
 (株)宣成社 (☎06・62222688)

「寄附ありがよい」を
 (寄附順・敬称略)

▼一般財団法人永井熊七記念財団Ⅱ八木南小学校にブランコ一式、プロジェクトター・スクリーン、ビッグファン ▼国際ソロプチミスト大阪Ⅱ南Ⅱ男女共同参画センターに図書券5万円分、市民病院に23万4300円 ▼岸和田市立公民館クラブ連絡会Ⅱ市民病院に100万2678円 ▼常盤料理クラブⅡ地域福祉活動費に3万6735円 ▼株式会社WindⅡ市民課窓口にてイオニアミストPROコーティング作業 ▼岸和田市グラウンド・ゴルフ連盟Ⅱ地域福祉活動費に1万8千円 ▼泉南プロジェクトグラウンド・ゴルフ協議会Ⅱ地域福祉活動費に4400円

【ふるさと寄附・11月分】
 ▼1億7145万円(2679件)

1月の納税・納付

国民健康保険料	1月分
後期高齢者医療保険料	第7期分
介護保険料	第10期分
市民税・府民税	第4期分

●人権標語入選作
 偏見、差別、無感心。見て見ぬふりはもう止めて！
 浜田 一郎(市内在勤)
 さしのべた その手はみんなの命綱
 玉置 健一(市内在勤)